

社会福祉法人河内厚生会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人河内厚生会（以下「法人」という。）の役員等に対する報酬の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等のうち法人業務を行う者に対して報酬を支給する。

2 役員等とは、理事長・理事・監事・評議員・評議員選任・解任委員とする。

(支給対象者及び支給額)

第3条 支給対象者及び支給額は、別表第1のとおりとする。

(支給日)

第4条 役員等報酬は、毎月10日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

ただし、会議等出席による報酬は、出席月の翌月10日に振込みとする。

(改廃)

第5条 この規程の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、平成25年6月1日より施行する。

令和4年6月26日一部改正（施行は令和4年7月1日とする。）

別表第1（第3条関係）

職名	職務	報酬月額
理事長	法人統括責任者としての業務管理	827,000円
理事	理事において施設、本部事務局の職を兼務する者には、会議時の報酬は支給せず、法人賃金規程に基づき職務手当として支給する。	20,000円
	兼務以外	理事会に出席した場合
評議員	評議員会に出席した場合	【4時間を超える場合】 20,000円/回
評議員選任・解任委員	選任・解任委員会に出席した場合	【4時間を超える場合】 20,000円/回
監事	理事会・評議員会に出席した場合	【4時間を超える場合】 20,000円/回
	決算監査業務を実施した場合	20,000円/回